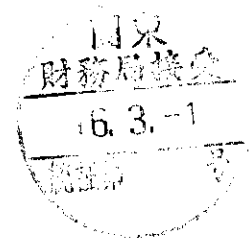


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】	変更報告書 No. 14
【提出書類】	法第27条の25第1項に基づく報告書
【根拠条文】	関東財務局長
【提出先】	弁護士 森下 国彦
【氏名又は名称】	東京都港区六本木一丁目1-1 泉ガーデンタワー
【住所又は本店所在地】	アンダーソン・毛利 法律事務所
【報告義務発生日】	平成16年2月24日
【提出日】	平成16年3月1日
【提出者及び共同保有者の 総数(名)】	5名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	西松建設株式会社
会社コード	1820
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒105-8401 東京都港区虎ノ門1-20-10

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
住所又は本店所在地	（本店）アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州 ニューヨーク フィフス・アベニュー 522 （東京支店）〒107-6151 東京都港区赤坂 5丁目 2番 20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 59 年 2 月 7 日
代表者氏名	川久保 福生
代表者役職	日本における代表者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			14,621,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 14,621,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	14,621,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月24日現在)	S 277,958,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	5.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.27

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2003年12月24日	株券	254,000	取得	
2003年12月25日	株券	4,000	取得	
2003年12月26日	株券	12,000	取得	
2003年12月29日	株券	6,000	取得	
2004年1月5日	株券	6,000	取得	
2004年1月7日	株券	32,000	取得	
2004年1月7日	株券	55,000	処分	
2004年1月8日	株券	2,000	取得	
2004年1月14日	株券	25,000	取得	
2004年1月14日	株券	157,000	処分	
2004年1月20日	株券	5,000	処分	
2004年1月23日	株券	5,000	処分	
2004年1月28日	株券	242,000	処分	
2004年1月29日	株券	148,000	処分	
2004年1月30日	株券	157,000	処分	
2004年2月3日	株券	1,000	処分	
2004年2月12日	株券	21,000	取得	
2004年2月18日	株券	21,000	取得	
2004年2月23日	株券	99,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	6,759,601
上記内訳 (具体的に)	顧客勘定
取得資金合計 (千円)	6,759,601
(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	モルガン信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年10月16日
代表者氏名	三木 桂一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	信託銀行

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

信託銀行業を営む上で、国内の株式に投資している。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			17,101,000
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 17,101,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 17,101,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月24日現在)	S 277,958,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	6.15
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.92



## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年1月8日	株券	82,000	処分	
2004年1月9日	株券	10,000	処分	
2004年1月13日	株券	25,000	処分	
2004年1月14日	株券	43,000	処分	
2004年1月19日	株券	26,000	処分	
2004年1月20日	株券	40,000	処分	
2004年1月23日	株券	52,000	処分	
2004年1月28日	株券	236,000	処分	
2004年1月29日	株券	124,000	処分	
2004年1月30日	株券	305,000	処分	
2004年2月2日	株券	190,000	処分	
2004年2月3日	株券	70,000	処分	
2004年2月3日	株券	351,000	取得	
2004年2月5日	株券	41,000	処分	
2004年2月9日	株券	20,000	処分	
2004年2月9日	株券	358,000	取得	
2004年2月10日	株券	23,000	処分	
2004年2月12日	株券	19,000	処分	
2004年2月13日	株券	330,000	取得	
2004年2月16日	株券	23,000	処分	
2004年2月19日	株券	9,000	取得	
2004年2月19日	株券	25,000	処分	

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	6,593,243
上記内訳 (具体的に)	顧客勘定
取得資金合計 (千円)	6,593,243
(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク
住所又は本店所在地	(本社)アメリカ合衆国デラウェア州 19713 ニューアーク、スタントン・クリスティーナ・ロード 500 (英国支店) 英国、ロンドン EC4Y 0JP、ビクトリア・エンバンクメント 60
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成4年11月1日
代表者氏名	M.M モーゼス
代表者役職	ダイレクター
事業内容	マーケットにおける各種取引（例：金利スワップ、株式デリバティブ取引）および J.P.モルガン・グループ内の自己取引の当事者（いわゆるブッキングオフィス）となること。

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

主として J.P.モルガン・グループ会社による投資に際していわゆるブッキングオフィス（裏付けとなるグループ会社間における自己勘定取引に基づき自己の名義で有価証券を保有すること）として本件株式を保有している。
---

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	58,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 58,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 58,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月24日現在)	S 277,958,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.02

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年1月16日	株券	4,000	取得	
2004年1月16日	株券	9,000	処分	
2004年1月30日	株券	2,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	6,417
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円)	6,417
(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年10月18日
代表者氏名	高田 三喜雄
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託業及び投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資一任契約及び投資信託による純投資。保有株のうち、7,573,000株は、ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッドから運用の再委託を受けたものである。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			10,227,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I 59,246
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 10,286,246
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 10,286,246		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 59,246		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月24日現在)	S 277,958,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	3.70
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	2.80

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年1月7日	株券	4,000	取得	
2004年1月22日	株券	5,000	取得	
2004年1月23日	新株予約権付社債券	20,000,000	処分	
2004年1月27日	新株予約権付社債券	4,000,000	処分	
2004年1月28日	新株予約権付社債券	1,000,000	処分	
2004年2月1日	株券	7,573,000	取得	
2004年2月2日	株券	150,000	取得	
2004年2月2日	株券	9,000	処分	
2004年2月3日	株券	504,000	取得	
2004年2月4日	株券	489,000	取得	
2004年2月16日	株券	173,000	取得	
2004年2月18日	株券	199,000	取得	
2004年2月19日	株券	243,000	取得	
2004年2月20日	株券	215,000	取得	
2004年2月23日	株券	18,000	処分	
2004年2月23日	株券	222,000	取得	
2004年2月24日	株券	338,000	取得	

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

## (6) 【保有株券等の取得資金】

## ① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	4,042,272
上記内訳 (具体的に)	顧客勘定
取得資金合計 (千円)	4,042,272
(T+U+V)	

## ②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者）／5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コーノート・ロード 8、チャーター・ハウス 21階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和49年11月26日
代表者氏名	ケン・W・M・タム
代表者役職	ダイレクター
事業内容	インベストメント・マネジメント

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株券を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。2004年2月1日に処分した7,573,000株は、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に運用の再委託を行ったものである。
---

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			304,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 304,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 304,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月24日現在)	S 277,958,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.11
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.11

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年1月19日	株券	23,000	取得	
2004年1月20日	株券	426,000	取得	
2004年1月21日	株券	294,000	取得	
2004年1月22日	株券	487,000	取得	
2004年1月23日	株券	39,000	取得	
2004年1月27日	株券	138,000	処分	
2004年1月28日	株券	198,000	処分	
2004年1月29日	株券	176,000	処分	
2004年1月29日	株券	558,000	取得	
2004年1月30日	株券	210,000	処分	
2004年1月30日	株券	334,000	取得	
2004年2月1日	株券	7,573,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	112,176
上記内訳 (具体的に)	顧客勘定
取得資金合計 (千円)	112,176
(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
- (2) モルガン信託銀行株式会社
- (3) ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク
- (4) ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
- (5) ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	58,000		42,253,000
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I 59,246
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 58,000	N	O 42,312,246
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 42,370,246		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 59,246		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月24日現在)	S 277,958,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	15.24
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.12

## 委任状

アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州ニューヨーク、フィフス・アベニュー522 に本店を有し、日本国東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに東京支店を有するジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年7月11日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・  
マネージメント・インク

日本における代表者  
川久保 福生 (印)



## 委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するモルガン信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年7月10日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

モルガン信託銀行株式会社

代表取締役社長  
三木 桂一



**POWER OF ATTORNEY**

**THIS POWER OF ATTORNEY** is granted by way of Deed on this 12th day of November 2003, whereby **J.P. Morgan Whitefriars Inc.**, a corporation organised and existing under the laws of the State of Delaware, U.S.A. with principal office at 270 Park Avenue, New York 10017, U.S.A. acting through its London Branch, at 60 Victoria Embankment, London EC4Y 0JP (the "Company"), hereby appoints **Tsuyoshi Nagahama** and **Kunihiko Morishita**, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori, with offices as Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and severally to be, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to Issuing Companies and the relevant stock exchanges.

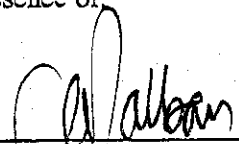
The attorney is not authorised to sub-delegate or substitute to any other person any of the powers or authority granted to him under this Power of Attorney.

**THIS POWER OF ATTORNEY** shall, unless expressly revoked or terminated in writing by the Company, continue in full force and effect for a period of 12 months from the date hereof or, if earlier, until such time as the Attorney ceases to be an employee of Anderson Mori.

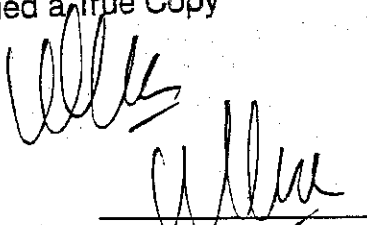
**THIS POWER OF ATTORNEY** shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of England.

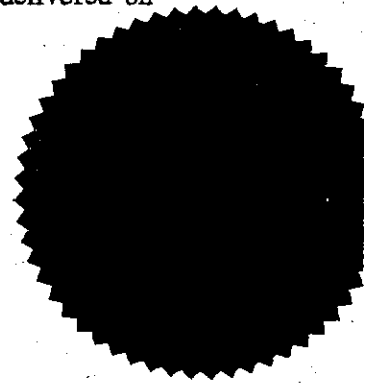
**IN WITNESS WHEREOF** this Power of Attorney is executed as a Deed and delivered on the date written at the start of this Deed.

The corporate seal of  
J.P. Morgan Whitefriars Inc.  
was affixed in the  
presence of:

  
\_\_\_\_\_  
Christian Dalban  
Director

Certified a True Copy

  
\_\_\_\_\_  
Yeng Maxwell  
Assistant Secretary



J.P. Morgan Whitefriars Inc. 60 Victoria Embankment, London, EC4Y 0JP

Telephone: 020 7600 2300

(訳文)

## 委任状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき設立され、主たる営業所をアメリカ合衆国 10017 ニューヨーク、パーク・アベニュー270 に有し、英国での主たる営業所を、ロンドン EC4Y 0JP、ピクトリア・エンバנקメント 60 に有するジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インクは、2003年11月12日付けで、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。

代理人は、本委任状に基づき付与された権限をいかなる者にも再委任してはならない。

本委任状の効力は、当社が書面にて明示的に破棄しない限り、本日より12ヶ月間または代理人がそれ以前にアンダーソン・毛利法律事務所を退職するまでのいずれか早い期日までとする。

本委任状は、英国法に準拠するものとする。

上記の証として、当社は、権限ある役員をして冒頭記載の日付をもって本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・  
ホワイトフライヤーズ・インクの  
代表印は下記の者の面前で押印された。

[社印]

(署名)

クリスチャン・ダルバン  
ダイレクター

本書は原本の真正な写しである。

(署名)

Y Y・マックスウェル  
アシスタント・セクレタリー

(署名)

Y Y・マックスウェル  
アシスタント・セクレタリー

## 委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するジー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年 7月 14日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジー・ピー・モルガン・フレミング・  
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役社長

高田 三喜雄 (印)




## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JF Asset Management Limited, a corporation with its principal office at 21<sup>st</sup> Floor, Chater House, 8 Connaught Road, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 9th day of July, 2003.

JF Asset Management Limited



---

Ken W. M. Tam  
Director

(訳文)

## 委任状

中華民国、香港、セントラル、コーノート・ロード 8、デューター・ハウス 21階に本店を有するジー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド (以下「当社」という。) は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は2003年7月9日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジー・エフ・アセット・マネジメント  
リミテッド

(署名)

ケン・W・M・タム  
ダイレクター